

林野火災予防強調期間

4月15日(日)から5月31日(木)までは『林野火災予防強調期間』です。この時期は、空気が乾燥し火災が起こりやすい季節です。

森林は一度火災で失われうと回復まで多くの年月がかかります。

山火事のほとんどは人間の不注意であり、山菜採りなどで山に入る場合は、火の取扱いに十分注意して貴重な森林を守りましょう。

4月の町長の動向

- 2日 辞令交付式
- 6日 町内各小中学校入学式
- 8日 奥尻町技能者協会通常総会
- 9日 北海道立奥尻高等学校入学式
- 10日 定例課長会議
- 12日 奥尻地区林野火災予消防対策協議会
奥尻島魚つきの森推進協議会総会
- 15日 東京島人会(東京都)
- 16日 檜山漁業振興協会理事会/檜山広域行政
組合理事会/定例町村会(江差町)
- 17日 奥尻港湾整備事業ヒアリング(札幌市)
- 26日 北海道町村会定期総会(札幌市)

植樹祭を開催します！

奥尻町魚つきの森推進協議会では下記のとおり植樹祭を予定しておりますので興味のある方は参加してみませんか？

日程：5月19日(土) 午後1時～

場所：字球浦(航空自衛隊に行く途中の道路沿い)

内容：ミズナラの植樹、シイタケほだ木の作成実習

注意点：長靴、金(木)づち、軍手は持参願います。

お問い合わせ先…水産農林課農林係(☎2-3411)



困りごと心配ごと人権相談

～特設人権相談所開設のお知らせ～

江差人権擁護委員協議会と函館地方務局江差支局では、人権委員の日(6月1日)の行事の一環として、次のとおり「困りごと心配ごと特設人権相談所」を開設いたします。

人権擁護委員が、身近な法律問題や人権問題に関わる様々なご相談をお受けし、解決へのお手伝いをさせていただきます。お気軽にお越しください。(予約不要、秘密厳守、無料)

- とき 平成24年6月1日(金)
 - ところ 奥尻町海洋研修センター
 - ◆奥尻町人権擁護相談委員 上野悦子、押見敏文
- なお、函館地方務局江差支局(☎0139-52-1048)では、いつでも相談に応じていますので、お気軽にご活用ください。



法テラス江差通信(第7号)

— 早めにご相談を! —

- 皆様からのご相談を受けていると、しばしば「もっと早く相談してくれていたら…」と思うことがあります。たとえば「日本〇〇機構」などもっともらしい名前の業者からサイト利用料を請求されてお金を払った後、2回目の請求が来たというご相談や、貸金業者に10日で2割の高金利を払い続けているがもう払えないというご相談を受けることがあります。弁護士の目から見ると、明らかに架空請求だったり、違法な高金利で支払義務がなかったりするのですが、相手の業者については携帯電話番号と振込先口座しか分からないなどの理由で、お金を取り戻すのが困難な場合が多いのです。ですから、問題が起きる前にご相談していただくことが大切です。
- ところで、奥尻の方にとって、江差まで相談に来ることは大変なことだと思います。私どもとしては、相談方法は面談が原則であると考える一方で、奥尻の方に関しては、ご相談者の置かれている状況やご相談内容に配慮して、面談前に電話でアドバイスを行うなど、柔軟に対応したいと考えております。もし、問題が起きそうなとき、又は起きてしまったときは、ぜひ、法テラスに電話して、問題の発生を予防する、あるいは発生した問題を小さく抑える、という形で私共を利用していただければ幸いです。

電話番号は 050-3383-5563 です。

法テラス江差 弁護士 北館 篤広